

第4号議案

発電設備等に関する契約申込み及び一括検討の再接続検討申込みにおける保証金が返還される場合の正当な理由について

発電設備等に関する契約申込み及び一括検討の再接続検討申込みにおける保証金について、一般送配電事業者は、送配電等業務指針第88条の2第4項及び第122条の9第3項の規定により「正当な理由」があれば支払われた保証金を返還することとなるが、円滑な系統アクセスに資するようその考え方を別紙のとおり決定し、本機関のウェブサイトで公表する。

<参考>送配電等業務指針

(発電設備等に関する契約申込みの保証金)

第88条の2 (略)

4 一般送配電事業者は、工事費負担金契約締結前に、次の各号に掲げる事情が生じた場合において、系統連系希望者が契約申込みを取り下げ、又は、接続契約が解除等によって終了したときは、系統連系希望者が支払った保証金を返還する。

- 一 工事費負担金の額が接続検討の回答書に記載の金額より増加したこと
- 二 所要工期が接続検討の回答書に記載の期間より長期化したこと
- 三 その他前各号に準じる正当な理由が生じたこと

(電源接続案件一括検討プロセスの保証金)

第122条の9 (略)

3 一般送配電事業者は、工事費負担金契約締結前に、次の各号に掲げる事情が生じた場合その他の正当な理由があれば、系統連系希望者が支払った保証金を返還する。

- 一 工事費負担金の額が、第122条の7第2項において申告した負担可能上限額を上回る場合
- 二 再接続検討及び契約申込みの回答における所要工期が、受領した直近の回答よりも長期化したことを理由に電源接続案件一括検討プロセスを辞退する場合
- 三 増強工事の規模の縮小等により連系等を行うことが不可能又は著しく困難となった場合
- 四 電源接続案件一括検討プロセスが中止された場合

以上

【添付資料】

別紙：本機関ウェブページ掲載内容

2021年●月●日
電力広域的運営推進機関

保証金の返還に関する「正当な理由」について

送配電等業務指針（令和2年10月1日変更。以下「指針」という。）の施行に伴い、2020年10月1日から系統連系希望者は、指針第87条の規定による発電設備等の契約申込み及び指針第122条の7の規定による電源接続案件一括検討プロセスの再接続検討申込み（以下「契約等申込み」という。）を行うにあたり、保証金を支払う必要があります。

保証金は、指針第92条の規定により暫定的に送電系統の容量を確保することについて、公平な系統利用を目的とした系統容量の空押さえ防止と円滑な系統アクセスのために設けられており、系統連系希望者が保証金の支払い後に契約等申込みの取り下げ等を行った場合には返還されません。

ただし、指針第88条の2第4項及び第122条の9第3項の規定により支払った保証金は返還される場合があり、同規定により、保証金を返還する「正当な理由」があると認められる場合を以下に示します。

- ✓ 天災地変、戦争、暴動、内乱によって契約等申込みの取り下げ等をせざるを得なくなった場合
- ✓ 農地転用許可の申請のように、制度上、発電所建設のために必要となる行政手続等の要件として契約申込み（保証金の支払いを含みます。）を求められており、系統連系希望者が行政手続等に先立ち契約等申込みを行わざるを得ない場合において、結果として許認可等を受けられなかったとき
- ✓ 一般送配電事業者からの契約申込みの回答が標準期間を超過したことにより、当該申込みに係る行政手続等の期限までに契約申込みの手続が完了できず、結果として許認可等を受けられなかった場合^{※1※2}

※1 例えば、FIT法による入札制度における認定補正期限において、系統連系希望者の責に帰すことのできない事由により期限を超過し認定を受けることができなかった場合を指す。

※2 申込内容の変更など系統連系希望者の申し出により標準期間を超過した場合、及び系統連系希望者が十分な期間を見込んで手続きを実施していない場合（例えば、接続検討申込みの時点で一般送配電事業者が標準期間（接続検討の回答：3か月間、契約申込みの回答：6か月間）に処理しても行政手続等の期限を超過する場合）を除く。

以上